

国 2期計画(R3～R7基本的施策)		
R3.3策定		重点目標
1.教育の振興等	学校教育、職場教育、広報・啓発	①20歳未満の飲酒をなくす ②妊娠中の飲酒をなくす ③アルコール依存症に対する正しい知識・理解を持つ者の割合の継続的な向上
2.不適切な飲酒の誘引の防止	酒類関係事業者との連携(広告、表示、販売)、警察(酒類提供指導・取り締まり、少年補導強化)	④生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者を減らす
3.健康診断及び保健指導	簡易介入等の普及、アルコール健康障害に関する調査研究	
4.アルコール健康障害に係る医療の充実等	研修、SBITRS構築、連携ガイドラインの作成・周知	⑤アルコール健康障害事例の継続的な減少
5.アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等	取消処分講習、精神保健福祉C・HC等との連携、自殺対策との連携	
6.相談支援等		⑥全ての都道府県・政令指定都市におけるアルコール健康障害対策に関する関係者連携会議の設置・定期的な開催(年複数回)
7.社会復帰の支援	社会への啓発、回復支援施設の活用	
8.民間団体の活動に対する支援		
9.人材の確保等	1～8に掲げる項目の対応に必要な人材の養成	
10.調査研究の推進等	1～8の該当項目を再掲	

府 中間見直し(R4～R5(H29～R5))	
R4.3策定	目標値(全体的なもの)
(1)アルコール専門医療機関・相談機関の情報提供 (2)広報・啓発の推進	①20歳未満の飲酒者をなくす【国目標】
(3)特に配慮を要する者への対策(20歳未満の者、妊産婦など)	②生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者を減らす【国目標】
(4)健康診断及び保健指導	③妊娠中の飲酒をなくす【国目標】
(5)アルコール医療の推進と連携強化	④身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携を強化する
(6)飲酒運転対策等	
(7)相談支援の充実	
(8)社会復帰の支援	
(9)民間団体の活動支援	
(10)人材育成	
(11)調査研究の推進	

府2期計画(案)(R6～R8)		
R6.3策定		目標値(取組み施策ごとに)
①普及啓発の強化	(1)アルコール依存症に悩む本人や家族等への情報発信 (2)広報・啓発の推進	○依存症ポータルサイトアクセス数 ○生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者を減らす【国目標】
	(3)不適切な飲酒への対策	○20歳未満の飲酒をなくす【国目標】 ○妊娠中の飲酒をなくす【国目標】
②相談支援体制の強化	(4)健康診断及び保健指導	○研修実施
	(5)相談支援の充実	○連携会議の開催 ○相談数
	(6)人材育成	○専門研修により養成した相談員数
③治療体制の強化	(7)アルコール健康障がいに係る医療の推進と連携強化	○身体科からの紹介(医療計画) ○診察ができる医療機関数(医療計画)
④切れ目のない回復支援体制の強化	(8)社会復帰の支援	○自助グループ等への紹介率
	(9)自助グループ・民間団体等の活動の充実	○自助グループ等との連携事業の割合
その他	(10)調査分析の推進	